

四万十町立幼保連携型認定こども園たのの

重要事項説明書

令和 8 年 4 月

保育・教育の提供を開始するにあたり、当認定こども園が保護者等に説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設の概要

名 称		四万十町立幼保連携型認定こども園たのの
所 在 地		高岡郡四万十町大正 385-1
設 置 主 体		四万十町
施 設 長 氏 名		長森 真智
電 話 ・ FAX		0880-27-0363（FAX 兼用）
認 可 年 月 日		平成 27 年 4 月 1 日
認 可 定 員		88 人 （利用定員 70 人）
園舎	構 造	木造 平家建
	敷地面積	1,640.82 m ²
	延床面積	644.30 m ²

2. 施設の目的・運営方針等

《目的》

幼稚園機能と保育所機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子どもへの教育・保育・子育て支援を一体的に提供します

《保育・教育目標》

心身ともに健やかで意欲ある子どもに育てる

○環境を整え、「遊び」を通した総合的な生活体験を積み重ねることによって、乳幼児の主体的な活動や創造性を伸ばす。

○園生活の中で人として生きていく大切な力を育み、「こころの教育」に取り組む。

○地域や家庭との信頼関係を築き、地域の教育力を生かして心豊かな幼児を育てる。

○自ら資質、指導力の向上に努め、互いに高めあう教職員集団をめざす。

○幼児の意欲的な活動が楽しく展開できるよう安全管理に努める。

《めざすこども》

○友達と仲良く遊ぶ子ども

○思いやりのある子ども

○感じたことや考えたことを自分なりに表現する子ども

○自分で考えて行動し、工夫する子ども

○自然に親しみ、感動する子ども

《経営方針》

- 園目標が、日々の保育に活かされるように努める。
- 乳幼児一人一人を正しく理解し発達に応じた指導方法や環境の工夫、改善に努める。
- 親と子が共に育ち合い学び合う場となるよう、保育参加の在り方や工夫に努める。
- 地域や近隣の小、中学校、高校等、いろいろな人との関わりを深めるとともに交流、連携をしながら、信頼され愛されるこども園づくりに努める。
- 職員間の連携と共通理解を図り、園全体で対処していくようにする。

3. 提供する特定教育・保育の内容

《年間行事》

月	行事内容
4 月	入園式・進級式・親子遠足・尿検査
5 月	鯉のぼりお楽しみ会・家庭訪問・内科検診・こども園小学校連絡会・お茶摘み体験・寄生虫検査
6 月	芋植え・とうもろこし植え・歯科検診・プール開き（幼児）・参観日（幼児）
7 月	納涼祭・七夕祭り・こども園小学校交流・防犯教室・交通安全教室・プール開き（乳児）・終業式
9 月	始業式・プール参観・プールおさめ・総合避難訓練
10 月	運動会・秋の遠足・内科検診・お料理体験・芋掘り
11 月	焼き芋パーティー・就学前健康診断・子ども園小学校交流・幼稚園子ども園ウィーク・七五三参り・総合避難訓練
12 月	クリスマス会・終業式
1 月	始業式・個人面談・参観日（幼児）・マラソン会（幼児）
2 月	節分・一日体験入学・こども園小学校連絡会・お店屋さんごっこ
3 月	ひな祭り・お別れ遠足・お別れ会・卒園式・修了式

その他の行事

- ・誕生会（毎月 1 回）・避難訓練（毎月 1 回）・交通安全指導（毎月 1 回）
- ・身体測定（年間 6 回）・ALT と交流（幼児組毎月 1 回）
- ・いのちの学習（カンガルーのポッケ年 7 回）

《保育・教育の一日》

乳児（0～2 歳児）		幼児（3～5 歳児）	
7:30～	登園始まり 標準保育認定児童登園	7:30～	登園始まり 標準保育認定児童登園
8:30	短時間保育認定児童登園	8:30	短時間保育・教育認定児童登園
9:30	遊ぶ		教育共通時間

11:00	おやつ 遊ぶ 給食 遊ぶ	9:00	好きな遊びや行事活動 給食
12:30	昼寝	11:30	好きな遊び 降園活動
15:15	おやつ 遊ぶ	13:30	保育認定児童昼寝
16:30	短時間保育認定児童降園	14:00	教育認定児童降園
18:30	標準保育認定児童降園	15:15	おやつ 異年齢での遊び
		16:30	短時間保育認定児童降園
		18:30	標準保育認定児童降園

4. 職員体制

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
主任保育教諭	1	1	0	1.2 歳児担任
保育教諭	6	6	0	各クラス担任・預かり保育・だれでも通園制度
保育補助者	1	1	0	地域子育て支援員
調理師	2	1	1	給食調理（4H パート 1 名）
看護師	0	0	0	
用務員	0	0	0	
その他	0	0	0	
合計	11	10	1	

※常勤及び非常勤の数は内数

5. 開所日及び開所時間

開 所 日	月曜日～土曜日
開 所 時 間	7：30～18：30
短時間保育時間	8：30～16：30
教育認定時間	8：30～14：00
休 園 日	日曜祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） （教育認定児童は春・夏・冬休み）

○標準時間保育については、7：30～18：30 の範囲内で勤務時間＋通勤時間の利用ができます。

○短時間保育については、8：30～16：30 の範囲内で利用ができます。

○教育認定児童については、8：30～14：00 の範囲内で利用ができます。

○土曜日の午後保育については、両親ともに仕事で他に児童をみる方がいない場合のみ

利用できます。

○標準時間保育の認定を受けている場合についても、平日に保護者が休みの場合は
16:30 までのお迎えにご協力ください。

6. 認定こども園使用料（保育料）

認定こども園使用料(保育料)は、保護者等の税情報を基に四万十町長が決定します。
毎月の保育料に関する事項については、四万十町教育委員会生涯学習課までお問い合わせ
ください。

なお、保育料は児童に支給する給食費、保育材料等の日常経費や運営費（各施設の事
務費、管理費、人件費等）の大切な財源となるものです。定められた納期内に納付頂く
ようお願いします。

7. 利用に関する事項

《登降園について》

主に下記のことを準備して登園して下さい。

毎日持参	定期持参
・通園かばん ・うがい用コップ（1～2歳） ・歯ブラシ・コップ（3～5歳） ・手拭きタオル（各年齢に合わせて） ・体拭きタオル ・水筒（茶・白湯） ・連絡帳（幼児は出席ノート） ・幼児：弁当箱・箸・献立に応じてスプ ーン（誕生会は米1合持参：完全給食 となります） ・乳児：年齢に応じてエプロン・おしぼ り（完全給食） ・ ・	・午睡用布団（布団袋） ・パジャマ ・衣服（着替え袋に入れて2～3替え分） ・絵本袋 ・上履き（幼児） ・汚れ物入れの袋 ・おたよりケース ・カラー帽子

○毎日の登園は動きやすい服装と履物でお願いします。

○欠席される場合には午前9時頃までにご連絡下さい（給食準備の都合があります）。

○行事等により上記以外で持参が必要なものがある場合等については、別途園だより等
でお知らせ致します。

○土曜日の保育について、午後保育のないお子さんについては午後保育児童の昼食の関係上、12時30分までのお迎えをお願いします。

《健康管理について》

内科検診及び歯科検診を年2回実施しています。検診当日に欠席の場合には、個別に受診をお願いします。

また、尿検査及び検便も年1回実施しています。毎年4月～5月頃に容器を配布しますので、ご家庭での採尿、採便のご協力をお願いします。

項目	医療機関
内科検診	澤田由紀子
歯科検診	岩崎歯科
尿検査及び検便	株式会社スペック

《保育中の体調不良等について》

○保育中、調子が悪そうなお子さんは検温を行い、37.5度以上となりましたら保護者に連絡します。38度以上の場合にはお迎えをお願いします。

○発熱のほか、食欲、顔色、咳、下痢、怪我等の状況によってはお迎えのご相談をさせて頂く場合があります。

《給食について》

毎月の献立表を作成して配布します。

年齢	内容
0歳児	ミルク 月齢に応じた離乳食 おやつ
1・2歳児	完全給食 午前・午後のおやつ
3～5歳児	主食を持参していただく副食給食・(午後のおやつ:2号認定児童)

○幼児は家で食べている量のご飯をお弁当箱に入れ、お箸と一緒に持参して下さい。

○医師が食物アレルギーと診断した場合、アレルゲン除去食を提供しています。必要となる場合には指示書等の提出をお願い致します。

《薬の服用について》

○医師の処方により日中の服用が必要な場合はお預かり致しますので、登園時に1回分をお持ち下さい。必ず与薬票と一緒に保育教諭へ手渡しをお願いします。

※詳細は与薬表の裏面をご覧ください。

《怪我について》

○十分に注意を払い保育等を行っておりますが、集団生活ですので擦り傷、ひっかき傷、噛みつき等を避けられない場合がありますのでご理解下さい。

《苦情解決処理について》

- 日常の保育に関すること等で納得できない事がありましたら、お申し出下さい。苦情受付担当は主任保育教諭となっています。
- 認定こども園に申し出いただくほか、苦情相談員に直接相談いただくこともできます。
- 問題解決に向けては、苦情解決責任者である園長が責任を持って行います。
- 問題の解決、改善等に真摯に取り組み、同様の苦情再発防止に努めます。

8. 緊急時における対応

保育中、前述の「保育中の体調不良について」の記載事項のほか、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が発生した場合には、保護者緊急連絡先へ連絡を行います。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、認定こども園が責任を持ってしかるべき対処を行う場合がありますので、予めご了承下さい。

＜近隣の緊急連絡先＞

嘱託医	澤田由紀子（090-8976-2103）
警察署	窪川警察署（0880-22-0110）
消防署	四万十清流消防署（0880-22-0001）

なお、病院受診が必要となる怪我等に備えて、下記保険に加入しています。

保険種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険内容	保育中のけがや事故が発生した際、その治療費に対する災害給付金の支払いを行うもの
支給金額	負傷・疾病：原則医療負担額の 4/10 ※その他障害見舞金等あり
掛金負担	全額公費負担（保護者負担はありません）

9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

災害発生時には、関係機関への通報及び連携体制を整備し職員間での情報共有を図っています。また、近い将来必ず発生すると言われていた南海トラフ地震に備え、月1回程度の避難訓練を実施しているほか、災害、防犯のための必要な訓練を適宜実施してい

ます。

防火管理者	園長 長森 真智
消防計画届出年月日	四万十清流消防署 令和 2 年 4 月 1 日

10. 虐待の防止に関する事項

当保育所では、児童虐待を無くし子どもの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを発見した際には関係機関への連絡を行います。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときには、児童相談所（電話 189）または四万十町役場（健康福祉課・生涯学習課）まで連絡をお願いします。

11. その他特定教育・保育施設の運営に関する事項

《利用の終了について》

次の場合は保育の提供を終了します。

- 1.利用児童が小学校に就学したとき。
- 2.児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- 3.その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

《児童の送迎について》

認定こども園への登降園については、保護者の責任において行って下さい。

《保育・教育時間について》

定められた標準時間保育、短時間保育、教育認定時間の開始、終了時間を守って下さい。